

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

令和7年4月

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目の取り組みを行っております。

① 業務量の調整

- ・時間外労働が発生しないように業務量の調整を行います。

② 看護職員と他職種との協働と業務分担

- ・薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床検査技師、管理栄養士、事務職員との協働により、看護ケアが実践できる時間を作成します。

③ 看護補助者の配置

- ・夜間看護補助者を配置します。

④ 妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮

- ・夜勤の減免、休日勤務の制限、所定労働時間の短縮、介護休暇制度を導入します。

⑤ 夜勤負担の軽減

- ・月の夜勤回数の上限（平均6回以下）を設定します。